

令和4年度宮崎県地域防災計画 新旧対照表

第1編 総論  
第1章 総則

現 行	修 正 案	備 考
<p>第2節 計画の基本方針</p> <p>この計画は、防災関係機関の防災に関する業務の実施責任を明確にするとともに、各防災関係機関相互が緊密に連携して連絡調整を図るために必要な、基本的大綱を示すものとする。</p> <p>各防災関係機関の実施細目については、各防災機関がそれぞれ定めるものとする。</p> <p>防災計画の策定に当たっては、国土強靱化基本計画及び宮崎県国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえ、国、県、市町村、関係機関が、それぞれの果たすべき役割を的確に実施するとともに、相互に密接な連携を図ることを基本とする。その際、大規模地震後の水害等の複合災害も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいくものとする。</p> <p>また、地震災害対策編及び津波災害対策編については宮崎県地震・被害想定調査の結果等を踏まえ実際の計画とし、風水害、火山災害、林野火災等については本県の地域はもとより広く全国の過去の事例を分析し、各防災機関の活動任務を明確にするなど実際の計画とするとともに、自力で避難することが困難な高齢者・乳幼児・障がい者など、いわゆる避難行動要支援者と呼ばれる人々への対応に配慮しつつ、「自らの身の安全は自ら守る」との視点にたって、県民及び事業者の果たすべき役割を明示した計画とすることを基本とする。</p> <p>なお、各防災関係機関は、この計画の習熟に努め、あわせて地域住民に周知徹底を図るものとする。</p>	<p>第2節 計画の基本方針</p> <p>この計画は、防災関係機関の防災に関する業務の実施責任を明確にするとともに、各防災関係機関相互が緊密に連携して連絡調整を図るために必要な、基本的大綱を示すものとする。</p> <p>各防災関係機関の実施細目については、各防災機関がそれぞれ定めるものとする。</p> <p>防災計画の策定に当たっては、国土強靱化基本計画及び宮崎県国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえ、国、県、市町村、関係機関が、それぞれの果たすべき役割を的確に実施するとともに、相互に密接な連携を図ることを基本とする。その際、大規模地震後の水害等の複合災害 <u>(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)</u>も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいくものとする。</p> <p>また、地震災害対策編及び津波災害対策編については宮崎県地震・被害想定調査の結果等を踏まえ実際の計画とし、風水害、火山災害、林野火災等については本県の地域はもとより広く全国の過去の事例を分析し、各防災機関の活動任務を明確にするなど実際の計画とするとともに、自力で避難することが困難な高齢者・乳幼児・障がい者など、いわゆる避難行動要支援者と呼ばれる人々への対応に配慮しつつ、「自らの身の安全は自ら守る」との視点にたって、県民及び事業者の果たすべき役割を明示した計画とすることを基本とする。</p> <p>なお、各防災関係機関は、この計画の習熟に努め、あわせて地域住民に周知徹底を図るものとする。</p>	<p>・防災基本計画の修正を踏 まえた修正 P2</p>

第1編 総論

第2章 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

現 行	修 正 案	備 考
<p>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱 1～17 (略)</p> <p>18 九州地方整備局（宮崎河川国道事務所、延岡河川国道事務所、川内川河川事務所、宮崎港湾・空港整備事務所を含む。） 国土交通大臣が直接管理する河川・道路等について下記の措置をとる（災害予防） (1)～(4) (略) (5) 雨量、水位等の観測体制の整備に関すること (6)～(18) (略)</p> <p>19～57 (略)</p> <p>第4節 減災に向けた県民運動の展開 災害の軽減には、恒久的な災害対策と災害時の効果的対応が重要であるが、これらは一朝一夕に成せるものではなく、県、市町村、公共機関、事業者、住民それぞれの防災に向けての積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねにより達成してゆけるものである。 特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する県民運動の展開を図る。</p>	<p>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱 1～17 (略)</p> <p>18 九州地方整備局（宮崎河川国道事務所、延岡河川国道事務所、川内川河川事務所、宮崎港湾・空港整備事務所を含む。） 国土交通大臣が直接管理する河川・道路等について下記の措置をとる（災害予防） (1)～(4) (略) (5) 雨量、<u>水蒸気</u>、水位等の観測体制の整備に関すること (6)～(18) (略)</p> <p>19～57 (略)</p> <p>第4節 減災に向けた県民運動の展開 災害の軽減には、恒久的な災害対策と災害時の効果的対応が重要であるが、これらは一朝一夕に成せるものではなく、県、市町村、公共機関、事業者、住民それぞれの防災に向けての積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねにより達成してゆけるものである。 特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する県民運動の展開を図る。 <u>県、市町村の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</u></p>	<p>・防災基本計画の修正を踏まえた修正 P16</p> <p>・防災基本計画の修正を踏まえた修正 P4</p>

第2編 共通対策編  
第2章 災害予防計画

現 行	修 正 案	備 考
<p>第1節 災害に強い県土づくり、まちづくり 第1款 道路等交通関係施設の整備と管理 第2項 対策 1 道路施設 【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、県道路公社】 (1) (略) (2) 道路ネットワークの確保</p> <p>ア 第1次緊急輸送道路については2車線以上で整備し、円滑な道路交通の確保に努める。また、第2次緊急輸送道路についても、同様の措置を講ずるものとするが、2車線での整備が当面困難な区間については、離合箇所を設置等円滑な交通の確保に努める。 イ 都市の防災拠点間の連絡道路、あるいは避難路の整備を推進する。 ウ 都市の防災区画を形成する道路の整備を推進する。 エ 円滑な消防活動の実施やライフラインの安全性の向上のため、広幅員の歩道等を整備するとともに無電柱化を推進する。</p> <p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 第2款 活動体制の整備 第2項 対策 1 組織体制の整備 (1) 県の組織体制整備 ア～エ (略) オ 保健医療調整本部の設置 大規模災害が発生した場合には、災害対策本部の下に「保健医療調整本部」を設置し、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を行うものとする。</p>	<p>第1節 災害に強い県土づくり、まちづくり 第1款 道路等交通関係施設の整備と管理 第2項 対策 1 道路施設 【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、県道路公社】 (1) (略) (2) 道路ネットワークの確保 <u>ア 緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。</u> <u>イ 第1次緊急輸送道路については2車線以上で整備し、円滑な道路交通の確保に努める。また、第2次緊急輸送道路についても、同様の措置を講ずるものとするが、2車線での整備が当面困難な区間については、離合箇所を設置等円滑な交通の確保に努める。</u> <u>ウ 都市の防災拠点間の連絡道路、あるいは避難路の整備を推進する。</u> <u>エ 都市の防災区画を形成する道路の整備を推進する。</u> <u>オ 避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。</u></p> <p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 第2款 活動体制の整備 第2項 対策 1 組織体制の整備 (1) 県の組織体制整備 ア～エ (略) オ <u>保健医療福祉調整本部</u>の設置 大規模災害が発生した場合には、災害対策本部の下に「<u>保健医療福祉調整本部</u>」を設置し、<u>保健医療福祉活動チーム</u>の派遣調整、<u>保健医療福祉活動</u>に関する情報の連携、整理及び分析等の<u>保健医療福祉活動</u>の総合調整を行うものとする。</p>	<p>・ 防災基本計画の修正を踏まえた修正 P3</p> <p>・ 福祉保健部からの意見を踏まえた修正</p>

第2編 共通対策編  
第2章 災害予防計画

現 行	修 正 案	備 考
<p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 第2款 活動体制の整備 第2項 対策 4 航空消防防災体制の整備 (1)～(3) (略)</p> <p>第4款 療救護体制の整備 第2項 対策 2 DMAT（災害派遣医療チーム）、災害医療コーディネーター、医療救護班、DPAT（災害派遣精神医療チーム）、災害時小児周産期リエゾン、DHEAT（災害時健康危機管理チーム）及びドクターヘリの体制整備 (1) (略) (2) 災害医療コーディネーターの体制整備 災害時に、県、保健所及び市町村が<u>保健医療活動</u>の総合調整等を適切かつ円滑に行えるよう、<u>県保健医療調整本部</u>、保健所及び市町村における<u>保健医療活動</u>の調整等を担う本部において、被災地の保健医療ニーズの把握、<u>保健医療活動チーム</u>の派遣調整等に係る助言及び支援を行うことを目的として、「災害医療コーディネーター」を複数名確保する。今後、更なる人員体制の強化や各種訓練・研修等により資質の維持向上を図る。 (3)～(4) (略) (5) DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）の体制整備 DHEATは、被災自治体の<u>保健医療行政</u>の指揮調整機能等を応援するための派遣チームで、あり、県は、DHEAT構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施する。 (新設)</p>	<p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 第2款 活動体制の整備 第2項 対策 4 航空消防防災体制の整備 (1)～(3) (略) <u>(4) 航空機の運用調整等</u> 県は、航空機を最も有効適切に活用するため、<u>情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用</u>に関し、<u>災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（救助対応班）を設置し、災害現場等と連携して必要な調整を行うものとする。</u> また、<u>救助対応班は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとし、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</u></p> <p>第4款 療救護体制の整備 第2項 対策 2 DMAT（災害派遣医療チーム）、災害医療コーディネーター、医療救護班、DPAT（災害派遣精神医療チーム）、災害時小児周産期リエゾン、DHEAT（<u>災害時健康危機管理支援チーム</u>）及びドクターヘリの体制整備 (1) (略) (2) 災害医療コーディネーターの体制整備 災害時に、県、保健所及び市町村が<u>保健医療福祉活動</u>の総合調整等を適切かつ円滑に行えるよう、<u>県保健医療福祉調整本部</u>、保健所及び市町村における<u>保健医療福祉活動</u>の調整等を担う本部において、被災地の保健医療ニーズの把握、<u>保健医療福祉活動チーム</u>の派遣調整等に係る助言及び支援を行うことを目的として、「災害医療コーディネーター」を複数名確保する。今後、更なる人員体制の強化や各種訓練・研修等により資質の維持向上を図る。 (3)～(4) (略) (5) DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）の体制整備 DHEATは、被災自治体の<u>保健医療福祉行政</u>の指揮調整機能等を応援するための派遣チームで、あり、県は、DHEAT構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施する。 <u>5 防災中枢機能等の確保、充実</u> <u>公共機関、県、市町村及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間、推奨4日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図るものとする。</u></p>	<p>・防災基本計画の修正を踏まえた修正 P9</p> <p>・福祉保健部からの意見を踏まえた修正</p> <p>・防災基本計画の修正を踏まえた修正 P5</p>

第8款 避難収容体制の整備

第2項 対策

2 避難場所、避難所、避難路の確保

(2) 指定避難所等

【市町村】

市町村は、居住場所を確保できなくなった被災者に対する応急的な収容保護を目的として避難所を指定しておくものとする。なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。また、市町村及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

避難所については次の事項を考慮して指定するものとする。

ア～キ (略)

ク 市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

ケ～シ (略)

4 避難施設の安全性確保と設備の整備

(1) (略)

(2) 指定避難所の備蓄物資及び設備の整備

【市町村】

市町村は、あらかじめ応急的に必要と考えられる避難者への食料や飲料水の供給、マスク、消毒液、携帯トイレ、簡易トイレ、段ボールベッド、パーティション、感染症対策に必要な物資、被服寝具その他生活必需品の給与に対応できる物資の備蓄に努めるものとし、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。また、負傷者に対する応急救護や貯水槽、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレ、伝達事項の掲示板、出入口の段差解消のスロープなど、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図り、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

なお、これらの実施に当たっては施設管理者等の理解を得たうえで実施するものとする。

また、避難所等における仮設トイレの設置や、し尿処理が円滑に行えるよう、あらかじめ各事業者との協定を締結するなど、協力体制を整備しておくものとする。

さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、国の通知や県が作成した「新型コロナウイルス感染症対策に係る避難所運営ガイドライン(R2.5.29)」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

第8款 避難収容体制の整備

第2項 対策

2 避難場所、避難所、避難路の確保

(2) 指定避難所等

【市町村】

市町村は、居住場所を確保できなくなった被災者に対する応急的な収容保護を目的として避難所を指定しておくものとする。なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。また、市町村及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。

避難所については次の事項を考慮して指定するものとする。

ア～キ (略)

ク 市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

ケ～シ (略)

4 避難施設の安全性確保と設備の整備

(1) (略)

(2) 指定避難所の備蓄物資及び設備の整備

【市町村】

市町村は、あらかじめ応急的に必要と考えられる避難者への食料や飲料水の供給、マスク、消毒液、携帯トイレ、簡易トイレ、段ボールベッド、パーティション、感染症対策に必要な物資、被服寝具その他生活必需品の給与に対応できる物資の備蓄に努めるものとし、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。また、負傷者に対する応急救護や貯水槽、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレ、伝達事項の掲示板、出入口の段差解消のスロープなど、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図り、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

なお、これらの実施に当たっては施設管理者等の理解を得たうえで実施するものとする。

また、避難所等における仮設トイレの設置や、し尿処理が円滑に行えるよう、あらかじめ各事業者との協定を締結するなど、協力体制を整備しておくものとする。

さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、国の通知や県が作成した「新型コロナウイルス感染症対策に係る避難所運営ガイドライン(R2.5.29 作成 R4.6.10 改定)」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

・防災基本計画の修正を踏まえた修正 P6、9

・防災基本計画の修正を踏まえた修正 P6

・防災基本計画の修正を踏まえた修正 P6

第9款 備蓄に対する基本的な考え方

2 県及び市町村による備蓄に係る基本的な考え方

災害に必要な物資は県民自らが備蓄し、避難所等に避難する際には持参することを基本とするが、南海トラフ地震等の大規模災害が発生した際には、家屋倒壊や焼失等により備蓄した物資を避難所等に持参できない県民が発生することが想定されることから、県及び市町村は被災者等の保護を行うため最低限必要な物資を備蓄する。

第3節 県民の防災活動の促進

第1款 防災知識の普及

第2項 対策

2 児童生徒等に対する防災教育

教育機関においては、地域コミュニティにおける多様な主体と連携しながら防災に関する教育の充実に努めるものとする。

【県、市町村】

(1) 児童生徒に対する防災教育

小・中・高等学校等においては、地域や学校の実情及び児童生徒の発達の段階に応じた体系的な防災教育を行い、生涯にわたり災害時に適切な判断や行動選択ができる児童生徒等の育成に努める。

指導内容としては、災害時の身体の安全確保の方法、災害時の助け合いの重要性、災害のしくみ、防災対策の現状などがあげられ、これらの教育にあたっては各教科や道徳等の指導内容と関連づけ、防災に関するビデオ教材や自ら考えさせるような体験的な活動を取り入れながら、学校の教育活動全体を通して行うものとする。

また、大災害が発生した場合でも適切な行動がとれるよう、より実践的な避難訓練を実施し、危険予測・危険回避能力の向上に努める。さらに、防災教育に関するモデル校を選定し、視聴覚教材等を活用しつつ、先導的な防災教育を実践するとともに、教材や教育プログラムの検証を行うことにより効果的な防災教育のあり方を検討する。

第3款 ボランティアの環境整備

第2項 対策

1 活動促進のための環境整備

【県・市町村】

ボランティア活動を促進する地域の拠点となる市町村ボランティアセンター（市町村社会福祉協議会設置）と、その中核機関となる宮崎県ボランティアセンター（県社会福祉協議会設置）について、相談、登録・あっせん機能、研修機能、支援機能等の充実に取り組む。

また、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティアの受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

第9款 備蓄に対する基本的な考え方

2 県及び市町村による備蓄に係る基本的な考え方

災害に必要な物資は県民自らが備蓄し、避難所等に避難する際には持参することを基本とするが、南海トラフ地震等の大規模災害が発生した際には、家屋倒壊や焼失等により備蓄した物資を避難所等に持参できない県民が発生することが想定されることから、県及び市町村は被災者等の保護を行うため最低限必要な物資を備蓄する。

その際、県及び市町村は食物アレルギーに配慮した食料や育児用調製粉乳の備蓄に努める。

第3節 県民の防災活動の促進

第1款 防災知識の普及

第2項 対策

2 児童生徒等に対する防災教育

教育機関においては、地域コミュニティにおける多様な主体と連携しながら防災に関する教育の充実に努めるものとする。

【県、市町村】

(1) 児童生徒に対する防災教育

小・中・高等学校等においては、地域や学校の実情及び児童生徒の発達の段階に応じた体系的な防災教育を行い、生涯にわたり災害時に適切な判断や行動選択ができる児童生徒等の育成に努める。

指導内容としては、災害時の身体の安全確保の方法、災害時の助け合いの重要性、災害のしくみ、防災対策の現状などがあげられ、これらの教育にあたっては各教科や道徳等の指導内容と関連づけ、防災に関するビデオ教材や自ら考えさせるような体験的な活動を取り入れながら、学校の教育活動全体を通して行うものとする。

また、大災害が発生した場合でも適切な行動がとれるよう、より実践的な避難訓練を実施し、危険予測・危険回避能力の向上に努める。さらに、防災教育に関するモデル校を選定し、視聴覚教材等を活用しつつ、先導的な防災教育を実践するとともに、教材や教育プログラムの検証を行うことにより効果的な防災教育のあり方を検討する。

この他、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

第3款 ボランティアの環境整備

第2項 対策

1 活動促進のための環境整備

【県・市町村】

ボランティア活動を促進する地域の拠点となる市町村ボランティアセンター（市町村社会福祉協議会設置）と、その中核機関となる宮崎県ボランティアセンター（県社会福祉協議会設置）について、相談、登録・あっせん機能、研修機能、支援機能等の充実に取り組む。

また、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティアの受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

・防災基本計画の修正を踏まえた修正 P9

・防災基本計画の修正を踏まえた修正 P3

・防災基本計画の修正を踏まえた修正 P3

3 活動促進のための体制づくり

(4) ボランティアの活動環境の整備

ア～オ (略)

カ 災害廃棄物の処理体制の整備

【県、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】

被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するとともに、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

3 活動促進のための体制づくり

(4) ボランティアの活動環境の整備

ア～オ (略)

カ 災害廃棄物の処理体制の整備

【県、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】

被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するとともに、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努める。

また、県及び市町村は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるとともに、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、宮崎県災害廃棄物処理対策ネットワーク会議の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。

・防災基本計画の修正を踏まえた修正 P7

第2編 共通対策編  
第3章 災害応急対策計画

現 行	修 正 案	備 考
<p>第5節 医療救護活動 第2款 DMAT等による医療救護活動の実施 3 災害医療コーディネーターによる活動 災害医療コーディネーターは、<u>県保健医療調整本部等</u>が設置されたときに出務し、県等が行う災害医療施策に対して医療の専門的見地からの助言や、被災地等における保健医療ニーズの把握及び分析、<u>保健医療活動チーム等</u>の受入及び派遣の調整等を行う。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 DHEATによる支援活動 (1) DHEATの編成 被災自治体の<u>保健医療行政</u>の指揮調整機能等を応援するため、専門的な研修・訓練を受けた県等の職員により構成された応援派遣チームを編成する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) DHEATによる活動 被災自治体における災害時の<u>保健医療行政</u>の指揮調整機能を補佐する。その活動内容は、以下に掲げるとおりとする。 ア <u>保健医療活動チーム</u>への指揮・派遣調整等 イ <u>保健医療活動チーム</u>との情報連携 ウ 災害発生時の健康危機管理に必要な情報収集及び分析等</p> <p>第9節 避難収容活動 第1款 避難誘導の実施 第2項 対策 2 避難指示 (1) (略) (2) 避難の指示 【市町村長及び水防管理者】 市町村長及び水防管理者は、火災、崖崩れ、津波、洪水、高潮等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに立ち退きの指示を行うものとする。また、国又は県に必要な助言を求めことができるよう、連絡窓口、連絡方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくものとする。なお、指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、市町村から求めがあった場合は、避難指示等について助言を行うものとする。</p> <p>第10節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動 第1款 食料の供給 2 炊出しその他による食料の給与 (2) 給与の内容</p>	<p>第5節 医療救護活動 第2款 DMAT等による医療救護活動の実施 3 災害医療コーディネーターによる活動 災害医療コーディネーターは、<u>県保健医療福祉調整本部等</u>が設置されたときに出務し、県等が行う災害医療施策に対して医療の専門的見地からの助言や、被災地等における保健医療ニーズの把握及び分析、<u>保健医療福祉活動チーム等</u>の受入及び派遣の調整等を行う。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 DHEATによる支援活動 (1) DHEATの編成 被災自治体の<u>保健医療福祉行政</u>の指揮調整機能等を応援するため、専門的な研修・訓練を受けた県等の職員により構成された応援派遣チームを編成する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) DHEATによる活動 被災自治体における災害時の<u>保健医療福祉行政</u>の指揮調整機能を補佐する。その活動内容は、以下に掲げるとおりとする。 ア <u>保健医療福祉活動チーム</u>への指揮・派遣調整等 イ <u>保健医療福祉活動チーム</u>との情報連携 ウ 災害発生時の健康危機管理に必要な情報収集及び分析等</p> <p>第9節 避難収容活動 第1款 避難誘導の実施 第2項 対策 2 避難指示 (1) (略) (2) 避難の指示 【市町村長及び水防管理者】 市町村長及び水防管理者は、火災、崖崩れ、津波、洪水、高潮等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに立ち退きの指示を行うものとする。また、国又は県に必要な助言を求めことができるよう、連絡窓口、連絡方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくものとする。なお、指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、市町村から求めがあった場合は、避難指示等について助言を行うものとする。<u>さらに、市町村は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。</u></p> <p>第10節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動 第1款 食料の供給 2 炊出しその他による食料の給与 (2) 給与の内容</p>	<p>・福祉保健部からの意見を踏まえた修正</p> <p>・防災基本計画の修正を踏まえた修正 P7</p>

ア～ウ (略)

第12節 行方不明者等の捜索、遺体の検視、検案及び埋葬に関する活動

第1款 行方不明者及び遺体の捜索

第2項 対策

1 行方不明者の調査

(新設)

第16節 被災者等への的確な情報伝達活動

第3款 県民等からの被災者の安否確認について

【県、市町村】

被災者の安否について県民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否確認情報を回答するよう努めるものとする。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることがないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

ア～ウ (略)

エ 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めること。

第12節 行方不明者等の捜索、遺体の検視、検案及び埋葬に関する活動

第1款 行方不明者及び遺体の捜索

第2項 対策

1 行方不明者の調査

【市町村】

市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て積極的に情報収集を行うものとする。

第16節 被災者等への的確な情報伝達活動

第3款 県民等からの被災者の安否確認について

【県、市町村】

被災者の安否について県民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否確認情報を回答するよう努めるものとする。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることがないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

また、県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

・防災基本計画の修正を踏まえた修正 P9

・防災基本計画の修正を踏まえた修正 P7

・防災基本計画の修正を踏まえた修正 P4、8

第2編 共通対策編

第4章 災害復旧・復興計画

現 行	修 正 案	備 考
<p>第3節 計画的復興の進め方 第1款 災害復興対策本部の設置 【市町村】 市町村は、被害状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合に、市町村長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。 【県(各部局)】 県は、被害状況を速やかに把握し、複数の市町村で災害復興の必要性を確認した場合に、知事を本部長とする災害復興対策本部を設置する。さらに、県と当該市町村の連絡調整及び災害復興に関する技術的な支援のため、職員を必要に応じて派遣する。 災害復興の必要性が1市町村のみで確認された場合は、当該市町村の災害復興に対する支援体制を整え、県と当該市町村の連絡調整及び災害復興に関する技術的な支援のため、職員を必要に応じて派遣する。</p>	<p>第3節 計画的復興の進め方 第1款 災害復興対策本部の設置 【市町村】 市町村は、被害状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合に、市町村長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。 【県(各部局)】 県は、被害状況を速やかに把握し、複数の市町村で災害復興の必要性を確認した場合に、知事を本部長とする災害復興対策本部を設置する。さらに、県と当該市町村の連絡調整及び災害復興に関する技術的な支援のため、職員を必要に応じて派遣する。 災害復興の必要性が1市町村のみで確認された場合は、当該市町村の災害復興に対する支援体制を整え、県と当該市町村の連絡調整及び災害復興に関する技術的な支援のため、職員を必要に応じて派遣する。 <u>また、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用すること。</u></p>	<p>・防災基本計画の修正を踏まえた修正 P10</p>

第3編 地震対策編  
第3章 地震災害応急対策計画

現 行	修 正 案	備 考						
<p>第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 第1款 災害情報の収集・連絡 第2項 対策 1 地震情報等の連絡 (4) 南海トラフ地震臨時情報 ア 南海トラフ地震臨時情報の発表条件 イ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 イ 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</p>	<p>第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 第1款 災害情報の収集・連絡 第2項 対策 1 地震情報等の連絡 (4) 南海トラフ地震に関する情報 ア 「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の2種類の情報名で発表。 イ 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記。 ウ 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等を発表。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表。 詳細は下表のとおり。</p> <p style="text-align: center;">「南海トラフ地震に関する情報」の種類及び発表条件</p> <table border="1" data-bbox="978 724 1852 1142"> <thead> <tr> <th data-bbox="978 724 1113 761">情報名</th> <th data-bbox="1113 724 1852 761">情報発表条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="978 761 1113 895">南海トラフ地震臨時情報</td> <td data-bbox="1113 761 1852 895"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</li> <li>○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="978 895 1113 1142">南海トラフ地震関連解説情報</td> <td data-bbox="1113 895 1852 1142"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合</li> <li>○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合(ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。)</li> </ul> <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある</p> </td> </tr> </tbody> </table>	情報名	情報発表条件	南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</li> <li>○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</li> </ul>	南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合</li> <li>○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合(ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。)</li> </ul> <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある</p>	<p>・宮崎気象台からの意見を踏まえた修正</p>
情報名	情報発表条件							
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</li> <li>○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</li> </ul>							
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合</li> <li>○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合(ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。)</li> </ul> <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある</p>							

イ 南海トラフ地震臨時情報に付与するキーワード  
南海トラフ地震臨時情報が発表される場合、以下のキーワードを付与した4つがある。

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内（下図黄枠部）でマグニチュード6.8以上※1の地震※2が発生 ・1カ所以上のひずみ計※3での有意な変化※4と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化※4が観測され、想定震源域内のプレート境界（下図赤枠部）で通常と異なるゆっくりすべり※5が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード※68.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震※2が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・想定震源域内のプレート境界内において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1：モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始します。

※2：太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除きます。

※3：気象庁及び静岡県により東海地域に設置されたひずみ計、産業技術総合研究所により愛知県、三重県、和歌山県、高知県、愛媛県に設置されたひずみ計を使用します。

※4：気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさと異常レベルを1～3として、異常監視を行っています。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度（24時間など、一定時間でのひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎（体積ひずみ計）、成分毎（多成分ひずみ計）に設定されています。

具体的には、

レベル1：平常時のデータのゆらぎの中の1年に1～2回現れる程度の値に設定。

レベル2：レベル1の1.5～1.8倍に設定。

レベル3：レベル1の2倍に設定。

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（キーワード）」の形で情報発表する。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内 <sup>(注1)</sup> でマグニチュード6.8以上 <sup>(注2)</sup> の地震 <sup>(注3)</sup> が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化 <sup>(注4)</sup> と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化 <sup>(注4)</sup> が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり <sup>(注5)</sup> が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最遅で2時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード <sup>(注6)</sup> 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震 <sup>(注3)</sup> が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

（注1）南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。

（注2）モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

（注3）太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

（注4）気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさと異常レベルを1～3として、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度（24時間など、一定時間でのひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎（体積ひずみ計）、成分毎（多成分ひずみ計）に設定されています。

具体的には、

レベル1：平常時のデータのゆらぎの中の1年に1～2回現れる程度の値に設定。

レベル2：レベル1の1.5～1.8倍に設定。

レベル3：レベル1の2倍に設定。

「有意な変化」とは上記、レベル3の変化を、「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル1以上の変化を意味します。

※5：ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味します。

南海トラフのプレート境界深部（30～40km）では数ヶ月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されています。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始します。

なお、数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり（長期的ゆっくりすべり）の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としません。

※6：断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュードです。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っています。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いています。

「有意な変化」とは上記、レベル3の変化を、「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル1以上の変化を意味する。

（注5）ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。

南海トラフのプレート境界深部（30～40km）では数ヶ月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。

なお、数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり（長期的ゆっくりすべり）の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としない。

（注6）断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持てている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

第4編 津波災害対策編  
第3章 津波災害応急対策計画

現 行				修 正 案				備 考	
第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 第1款 津波に関する情報の迅速な伝達等 第1項 基本方針 地震や津波の被害を最小限にとどめるため国、県、市町村及び放送機関等は地震及び津波に関する情報を迅速かつ正確に沿岸住民や海水浴客、漁業・港湾関係者に伝達するものとする。このため特に夜間、休日の連絡体制を確立しておくものとする。 また、市町村等は、大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下「津波警報等」という）が発表された場合又は津波による浸水が発生すると判断した場合、速やかに的確な避難指示を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行うものとする。その際、対象者に漏れなく、要配慮者にも配慮したわかりやすい伝達を心がけるものとする。				第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 第1款 津波に関する情報の迅速な伝達等 第1項 基本方針 地震や津波の被害を最小限にとどめるため国、県、市町村及び放送機関等は地震及び津波に関する情報を迅速かつ正確に沿岸住民や海水浴客、漁業・港湾関係者に伝達するものとする。このため特に夜間、休日の連絡体制を確立しておくものとする。 また、市町村等は、大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下「津波警報等」という）が発表された場合又は津波による浸水が発生すると判断した場合、速やかに的確な避難指示を行い、 <u>津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示の発令基準を設定し</u> 、安全かつ効率的な避難誘導を行うものとする。その際、対象者に漏れなく、要配慮者にも配慮したわかりやすい伝達を心がけ、 <u>津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする</u> 。				・防災基本計画の修正を踏まえた修正 P13、14  ・宮崎気象台からの意見を踏まえた修正	
第2項 対策 1 津波警報等・津波予報・津波情報の伝達 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等				第2項 対策 1 津波警報等・津波予報・津波情報の伝達 津波警報等の種類と発表される津波の高さ <sup>(注)</sup> 等					
津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動	津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)		巨大 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。	大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)		巨大 <u>木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</u>
		10m (5m<予想高さ≤10m)					10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)					5m (3m<予想高さ≤5m)		

津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

※大津波警報を特別警報に位置付けている。

○津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、内容を更新する場合がある。
- ・津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

津波情報の種類と発表内容  
(表略)

津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだは流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※大津波警報を特別警報に位置付けている。

(注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

○津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
- ・津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- ・どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
- ・大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

津波情報の種類と発表内容

(※1) (略)

(※2) 津波観測に関する情報の発表内容について

(略)

(※3) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

(略)

津波予報の発表基準と発表内容

(表略)

(表略)

(注1) 「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)に含まれる。

(注2) (略)

(注3) 津波観測に関する情報の発表内容について

(略)

(注4) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

(略)

津波予報の発表基準と発表内容

(表略)

(注) 「0.2m未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)で発表される。

第4編 津波災害対策編

第4章 津波災害復旧・復興計画

現 行	修 正 案	備 考
<p>第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 第1款 津波に関する情報の迅速な伝達等 第1項 基本方針</p> <p>地震や津波の被害を最小限にとどめるため国、県、市町村及び放送機関等は地震及び津波に関する情報を迅速かつ正確に沿岸住民や海水浴客、漁業・港湾関係者に伝達するものとする。このため特に夜間、休日の連絡体制を確立しておくものとする。</p> <p>また、市町村等は、大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下「津波警報等」という）が発表された場合又は津波による浸水が発生すると判断した場合、速やかに的確な避難指示を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行うものとする。その際、対象者に漏れなく、要配慮者にも配慮したわかりやすい伝達を心がけるものとする。</p>	<p>第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 第1款 津波に関する情報の迅速な伝達等 第1項 基本方針</p> <p>地震や津波の被害を最小限にとどめるため国、県、市町村及び放送機関等は地震及び津波に関する情報を迅速かつ正確に沿岸住民や海水浴客、漁業・港湾関係者に伝達するものとする。このため特に夜間、休日の連絡体制を確立しておくものとする。</p> <p>また、市町村等は、大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下「津波警報等」という）が発表された場合又は津波による浸水が発生すると判断した場合、速やかに的確な避難指示を行い、<u>津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示の発令基準を設定し</u>、安全かつ効率的な避難誘導を行うものとする。その際、対象者に漏れなく、要配慮者にも配慮したわかりやすい伝達を心がけ、<u>津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。</u></p>	<p>・ 防災基本計画の修正を踏まえた修正 P13、14</p>

第5編 風水害等対策編  
第2章 風水害予防対策計画

現 行	修 正 案	備 考
<p>第1節 風水害に強い県土づくり、まちづくり 第2款 風水害に強いまちづくり 第2項 対策 3 災害危険箇所対策の実施 (4) 危険箇所への対策 【県・市町村】 県及び市町村は、土砂災害危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進するものとする。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過性砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施するものとする。</p> <p>また、県及び市町村は、山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備を行うなど、総合的な山地災害対策を推進するものとする。特に流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備を推進するものとする。さらに、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施するものとする。</p> <p>加えて、県及び市町村は、災害に対処するため、農業用排水施設の整備、決壊した場合に影響が大きいため池における補強対策や統廃合、低・湿地域における排水対策等農地防災及び農地保全対策を推進するものとする。</p>	<p>第1節 風水害に強い県土づくり、まちづくり 第2款 風水害に強いまちづくり 第2項 対策 3 災害危険箇所対策の実施 (4) 危険箇所への対策 【県・市町村】 県及び市町村は、土砂災害危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進するものとする。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過性砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備等のハード対策と、<u>山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとし、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。</u></p> <p>また、県及び市町村は、山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備等のハード対策と、<u>山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策を一体的に</u>推進するものとする。特に流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備を推進するものとする。さらに、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施するものとする。</p> <p>加えて、県及び市町村は、災害に対処するため、農業用排水施設の整備、決壊した場合に影響が大きいため池における補強対策や統廃合、低・湿地域における排水対策等農地防災及び農地保全対策を推進するものとする。</p> <p><u>なお、県及び市町村は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとし、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</u></p>	<p>・防災基本計画の修正を踏まえた修正 P16</p> <p>・防災基本計画の修正を踏まえた修正 P15</p> <p>・防災基本計画の修正を踏まえた修正 P15</p>

第5編 風水害等対策編  
第2章 風水害予防対策計画

現 行	修 正 案	備 考												
<p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え</p> <p>第1款 災害発生直前における体制の整備</p> <p>第2項 対策</p> <p>1 減災協議会等の設置</p> <p>【県、市町村、河川国道事務所】</p> <p>水災については、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体計に推進することを目的として、県、市町村、河川国道事務所が組織する「大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国、県、市町村、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。</p> <p>県、市町村及び河川国道事務所は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部署の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスク評価について検討するものとする。また、県及び市町村は、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。</p> <p>なお、河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進するものとする。</p> <p>第1節 災害発生直前の対応</p> <p>第1款 警報等の伝達</p> <p>第2項 対策</p> <p>1 特別警報・警報・注意報等の種別及び発表基準等</p> <p>(3) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等</p> <p>&lt;キキクル等の種類と概要&gt;</p> <table border="1" data-bbox="73 1037 969 1433"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※</td> <td>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</td> </tr> <tr> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	種 類	概 要	土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。		<ul style="list-style-type: none"> <li>「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難</li> </ul>	<p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え</p> <p>第1款 災害発生直前における体制の整備</p> <p>第2項 対策</p> <p>1 減災協議会等の設置</p> <p>【県、市町村、河川国道事務所】</p> <p>水災については、<u>気候変動による影響を踏まえ</u>、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体計に推進することを目的として、県、市町村、河川国道事務所が組織する「大規模氾濫減災協議会」、<u>「流域治水協議会」</u>等を活用し、国、県、市町村、河川管理者、水防管理者に加え、<u>公共交通事業者、メディア関係者</u>—利水ダム管理者等の<u>集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための</u>、密接な連携体制を構築するものとする。</p> <p>県、市町村及び河川国道事務所は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部署の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスク評価について検討するものとする。<u>特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。</u>また、県及び市町村は、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。</p> <p>なお、河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進するものとする。</p> <p>第1節 災害発生直前の対応</p> <p>第1款 警報等の伝達</p> <p>第2項 対策</p> <p>1 特別警報・警報・注意報等の種別及び発表基準等</p> <p>(3) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等</p> <p>&lt;キキクル等の種類と概要&gt;</p> <table border="1" data-bbox="969 1037 1865 1433"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</td> <td>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</td> </tr> <tr> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>「災害切迫」（黒）：<u>命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</u></li> <li>「危険」（紫）：<u>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u></li> <li>「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	種 類	概 要	土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。		<ul style="list-style-type: none"> <li>「災害切迫」（黒）：<u>命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</u></li> <li>「危険」（紫）：<u>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u></li> <li>「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認</li> </ul>	<p>・防災基本計画の修正を踏まえた修正 P17</p> <p>・防災基本計画の修正を踏まえた修正 P15</p> <p>・宮崎气象台からの意見を踏まえた修正</p>
種 類	概 要													
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。													
	<ul style="list-style-type: none"> <li>「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難</li> </ul>													
種 類	概 要													
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。													
	<ul style="list-style-type: none"> <li>「災害切迫」（黒）：<u>命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</u></li> <li>「危険」（紫）：<u>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u></li> <li>「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認</li> </ul>													

第5編 風水害等対策編  
第2章 風水害予防対策計画

	に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。		等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。	浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	（略）	流域雨量指数の予測値	（略）
※「極めて危険」（濃い紫）：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用			

第6編 火山災害対策編  
 第3章 火山災害応急対策計画

現 行	修 正 案	備 考
第1節 災害発生直前対策 第1款 火山災害に関する情報の伝達 第2項 対策 2 噴火警報等の発表と伝達及び通報 (1)～(7) (略)	第1節 災害発生直前対策 第1款 火山災害に関する情報の伝達 第2項 対策 2 噴火警報等の発表と伝達及び通報 (1)～(7) (略) <u>(8) 港湾管理者及び漁港管理者における措置</u> <u>港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等につ</u> <u>いて、軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国に報告するとともに、</u> <u>軽石除去による航路啓開に努めるものとする。</u>	・防災基本計画の修正を踏 まえた修正 P20

第14編 原子力災害対策編  
 第2章 原子力災害対策計画

現 行	修 正 案	備 考
<p>第2節 応急体制の整備            5 人材及び防災資機材の確保等に係る連携            県は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、これらの確保等において、市町村や関係機関と相互の連携を図るものとする。</p>	<p>第2節 応急体制の整備            5 人材及び防災資機材の確保等に係る連携            県は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害<u>(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)</u>の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、これらの確保等において、市町村や関係機関と相互の連携を図るものとする。</p>	<p>・防災基本計画の修正を踏まえた修正 P2</p>